

## 令和2年第11回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和2年10月9日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和2年10月9日(金) 午後2時44分

3 場所 総合福祉センター 2階技能習得室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘 守安 淳市 長代 悦和 東 茂 黒江 冊旨  
友野 伸樹

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 国橋 一輝 主事 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

8番委員 9番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

## 第2 会期の決定

### 第3 付議事件

議案第43号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第44号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第46号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第47号 農用地利用集積計画について

報告第31号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第32号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第33号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第34号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

## 9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

## 10 議事経過の概要

次のとおり

### 開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦勞様でございます。

秋の収穫の時期、非常に忙しい中を雨が降ってちょっと一休憩かなと思っております。また、収穫につきましては、非常に少なからうと思えますし、本当にウンカというのが来て一晩のうちに食いつぶすというような光景でございますし、また、評価してみますと非常に厳しい部分がございます。ウンカも今年だけじゃあないような気がいたしております。話を聞きますと、来年もやってくるぜっていうふうな感じでおりますので、皆さん方にもウンカが来てからではなくて、来ないよう

に予防というようなことをやっていただきたいと思っております。ちなみに私の所も収穫しまして4反ほどの町がですね、通常多い時には袋取りですけど109を取っております。ところが今年85というような数字でございます。もう7俵を切ったかなっていう感じでありますし、ウンカが来るところは本当にむごい話で、90パーセント、95パーセントあるいは100パーセントに近いくらいにウンカの被害にあっている所でございます。だから農協のほうから予防というようなのは来てからやるんじゃなくて、来ないようにしていただくのが先決ではなかろうかと思っておりますので、皆さん方も特に農業委員会ですから、よく注意していただきたいと思います。また、先般9月の24日に農業者年金ゆうような事で講習に行きました。総社市においても農業者年金、これは非常に社会保険にかけておまして、国民年金の方でないといれませんが、非常に少ない数字でございます。今朝、ちょっと農業新聞を見ますと、非常に出とるのがですね、農業委員さんに勧められていうふうな事で全国農業新聞でこれは新見の方が夫婦で出られておりますけれど、まあ貯金しておるような感じでありますし、非常に税務対策にも役立つし、それから国民年金だけじゃ非常に将来が不安だろうと、私たちは年金をもらっている世代でございます。年金をもらって初めて分かることであって、年金をもらわない時は年金の事は何のそのいうふうな感じでおると思いますが、6万5千円くらいの事であって農業をされてる方、若い方に農業者年金に入っているだけで、まあ私は貯金だろうというような感じでありますし、そうしておかないと将来が心配だなというところでありまして、この農業新聞がなくてもそのようなことがやられてありますし、また、国が管理をしておりますから安心だろうというふうに思っております。

それでは、ただ今より令和2年第11回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席は、農業委員が15名、欠席は0でございます。そして農地最適化推進委員の方が6名の出席でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しています。よって、総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表の通り進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

## 【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、8番委員、9番委員を指名いたします。

### **【日程第2 会期の決定】**

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

### **【日程第3 付議事件】**

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よろしく願いをいたします。

### **【議案第43号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(農地担当)

皆さん、ご苦労様です。

それでは、早速、付議事件の審議に入ります。

議案第43号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてを議題といたします。事務

局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第43号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号37番】

(農地担当)

それでは、37番、清音柿木の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

この土地につきましてはですね、現在譲受けの●●●氏が小作として作業されている土地でございまして、この譲渡人の●●さんは、現在もうお年ですしもうあまり百姓をする気もない。息子は勤めておってこれももうする気が無いちゅうことで、相手方の方から買ってくれんかという話があったそうでございまして、ちょうどこの田んぼについて、2反2畝の田んぼは、水田のど真ん中にございまして、これは現在本人も作ってますので、今年はたまたま体の都合でちょっと草が生えてますけれど、また秋から麦でもまこうかというような話もありますので、何ら問題ございませんのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

37番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、37番は許可されました。

【受付番号38番】

(農地担当)

続きまして38番、真壁の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員)

譲渡人の●●さんは、ここに住まわれてるわけではなくちょっと離れているので、この土地を管理してくれる所を探していたところ、●●さんに声をかけ、了解を得たということで今回の申請になりました。受人の●●さんは、この辺り小さい町のいびつな形の畑というか、そういう所を割と管理されてくれている方で、特に地元として問題ないと考えています。

以上、ご審議をお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

38番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、38番は許可されました。

#### 【受付番号39番】

(農地担当)

続きまして39番、総社の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(15番委員)

当該農地でございますが、筆数は多ございますが、●●●●、東の●●●●●、あのあたりに大体まとまっております。内容といたしましては、祖母の名義のものからお孫さんへの譲渡という事になります。高齢になってきた事もありまして、お孫さんに名義を譲るといような形でございます。現地の方調査いたしました。ちょうど今、稲刈りが済んだばかりのところ、全ての筆がきちんと使用されておりました。実質今このお孫さん、●●の方に出ておられますが、当該農地のすぐ傍にご実家、農機具等もあります中で、問題は無いと考えておりますので、よろしくご審議

をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、受人が今説明もありましたように、他地区に出ておりますので、そちらの地区の委員でございます9番委員、何かございましたらお願いいたします。

(9番委員)

先程15番委員がほとんど言われたんですけど、今ちょうど、5、6分ですかね。そこら辺から。場所が●●●、●●●●●ですか、あのちょうど西ぐらにあたるんです。田んぼも実家もそこにあるんですけど。そこから5、6分ですわ。それで娘さんと奥さんと3人で●●に住まれて、まあ従来からお父さんがおられんという事で、自分が中心となってやりました。たまたま家が、こっちに建てて住んでおるといだけの事で、日常のあれはほとんど変わらないという事で、本人も非常に真面目な方で、通常ほとんどやっとなるようです。

以上です。

(農地担当)

それでは、同地区推進委員でございます友野委員、何かございましたらお願いいたします。

(友野委員)

9月27日の日曜日に●●の本人のご自宅へお伺いいたしまして、許可申請内容につきまして聞き取りを行いましたところ、特に問題があるような事はありませんで、先程15番委員からもありましたように、本人も10年ぐらい前から実家で祖母と一緒に農業をしていますという事で、機械も一式所有しているという事で、何ら問題ないと考えますので、よろしく審議の方お願いいたします。

以上でございます。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

39番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、39番は許可されました。

【受付番号40番】

(農地担当)

続きまして40番、黒尾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

この土地の所有者になっております●●さんは、すでに亡くなっています、現在司法書士の方が財産管理人ということで、管理をしているような、そういった農地になっております。地元としては特別問題は無いというふうに聞いておまして、詳しくは地元推進委員の石尾さんの方からお願いをしたいと思います。

(農地担当)

それでは石尾委員、お願いいたします。

(石尾委員)

この前ですね、実際に周辺地域との関係について調査しました。それで別段支障は無いと思われ  
ます。農地の利用見込みなんです、現況はですね、不作地で管理人が年2回草刈り等をやってお  
られます。権利取得後はですね、稲作ですね。そういった利用をするもので、水等についてのトラ  
ブル等無きよう注意することになっています。委員としての意見は、以上の事から問題無きものと  
判断いたします。

以上です。

(農地担当)

ありがとうございます。受人でございます●●さんは、総社地区となっておりますので、そちら  
の関係の調査を私がいたしておりますので発表いたします。

(15番委員)

受人であります●●●さんでございますが、今ここに耕作面積38反とありますが、4町ちよい  
ほど稲作をしております。ご本人だけでなく、ご家族、息子さんの関係者と一緒にしておまして  
道具の方も数点、確認はしております。

(農地担当)

ただ今地元委員、又は関係委員3名から説明ございました。この件につきまして、ご質疑、ご意  
見ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

40番を許可することにご異議ありませんか。



(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、40番は許可されました。

41番、新本の件は取下げということでございます。

#### 【受付番号42番】

(農地担当)

続きまして42番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員)

現地確認を報告いたします。農地等の利用条件につきましては、耕作面積は約4反7畝ほど田畑を耕作されておりました。申請地の作付け予定としては、野菜の作付けを予定しております。それから機械等の所有状況は、トラクター2台、コンバイン1台、軽トラ2台、田植機1台、乾燥機1台を所有して使用しております。農作業の従事者は、夫婦2人で農作業を行っております。居住地から徒歩5分程度の所に申請地があります。水田等の耕作地は、綺麗に手入れをされて、作物を生産しておられます。譲渡人と譲受人は、長年この申請農地を利用権設定契約で貸し借りをしておりましたが、利用権設定の契約期間が終わりましたので、双方合意で譲渡する方向になりましたので、ご審議をお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

42番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、42番は許可されました。

以上をもちまして、議案第43号の審議は全て終了いたしました。

**【議案第44号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第44号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第44号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

**【受付番号17番】**

(農地担当)

それでは、17番、新本の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

10月5日、会長以下6番、7番委員、前田、守安推進委員、事務局職員の帯同により新本の方に行かせていただきました。ここに書いてありますように、あくまでも墓地という事でございまして、自分とこの家の前の畑と申しますか、そういう場所ございまして、ちょっと高い所になってますんで擁壁を作られ、その畑の中の一部だというふうに考えていいと思います。東側は自分の畑でございまして、西側は自分の家に入る進入路というか、道になってます。南側は公道と申しますか、北は自分の家という事で、現在我々が見た範囲ではこの土地について何ら問題ない。転用した場合の周辺農地への影響は無いというふうに感じております。

以上です。

(農地担当)

それでは地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員)

この方は、●●ということでございます。その関係において、墓地が上にありまして下に下ろしたいという事で申請をさせていただいております。一応この場所は畑でありまして、一応進入路と墓地の用地をとらせていただいておりますという状況でございます。環境の周辺の状況につきましては、今先程も説明がありましたように、東側が畑になっております。また、西側は宅地の関係

で、南は公道の道路。北は宅地になっておるような状況です。営農に関しての影響についてでございますが、用水は畑の為にありません。また、排水については浸透による自然排水。また、日照、通風につきましては、周りには影響無しというような状況でございます。それから土砂の流出につきましては、擁壁を作られまして、それによって土砂の流出は無しという事でございます。

この用地につきましての墓地としての転用について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

(農地担当)

それでは、同地区の推進委員でございます長代推進委員、お願いいたします。

(長代委員)

委員さんの意見と全く同様です。問題無いと思います。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

17番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、17番は許可されました。

以上をもちまして、議案第44号の審議は終了いたしました。

#### 【議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第45号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号62番】

(農地担当)

それでは、62番、門田の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

先程申し上げましたように、会長以下で現地調査を行いました。この土地につきましては、現在荒地というか、場所が東は用水路、荒地になって用水路が、西は稲が植えてあって、南はこの荒地の申請の残りが、恐らく逐次造成する予定だと考えられます。北は道路でございまして、宅地になって新興住宅みたいな、狭い入口ではございますけれども。

以上でございまして、この土地の荒地を逐次、この農地を造成するという事だと思いますんで、現在のこの用水路等々ありますけど、何ら周辺農地への影響は無いというふうに感じました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員)

当該農地でございますが、門田の●●●●●●●●●●の西側辺りの農地でございます。ただ今現地調査の報告にございました通りですが、当該農地、地目は田でございますが、実際は地上げがされております。以前は、キウイ、イチジク、柑橘等を栽培されておりました。が、数年前、この地主さんが足を悪くされて、それ以来作付けの方は行わず、ただ今現地調査でもありましたように、宅地化のほうは近年動いております。周辺状況に関してですけれども、まず東は自作田、まあ畑ですね、が残ります。残りますが、その向こうに水路等がございます。西側が不作付けの田と既に転用済みの宅地。南側が残る自作田、現状畑でございます。北が既に転用が行われた宅地と道という形になっております。用排水、通風、日照、土砂流出ともに擁壁を既に立てて雨排水等の水

路等も整備されておりますし、また合併浄化槽の上水を流す用の水路も別付けで柵受けされるようになっております。従いまして、残る周辺農地への影響は無いものと考えておりますので、地元としては問題ない案件であると捉えております。

以上でございますので、よろしくご検討のほうお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(11番委員)

1点、中に●●●●●という番地が、まあこれ、農地じゃあないんだろーと思いますが、道路か何かですかね。ちょっとその辺がよく分からないので。

(15番委員)

7-62の地図を見ていただければと思うんですけども、申請地の筆が何筆かあるんですが、北の道から進入になる申請の真ん中に●●●●●という小さい筆がございます。これは実際農地ではなく、元々は道です。ここが廃用されて転用が出てくる絡みの時に、確か2年前ぐらいに用途廃止のほうがかかって、実際は図面にしか残ってない道で、跡形もなく田んぼになっているというか、という事でしたので、実際はもう1枚の農地と捉えてもらえればと思います。

以上です。

(農地担当)

他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

62番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、62番は許可されました。

【受付番号63番】

(農地担当)

続きまして、63番、三須の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

調査メンバーは先程申し上げた通りでございますけど、現在の申請地の状況でございますけど、現在畑としてでございますけれど、草が少々生えてその中に柿の木等が一部植えられているというような土地でございます。東西南北の東は申請地の残りの畑になりますし、西は住宅になってます。南もこの畑で、北が家が来ています。で、この土地は共有地だそうでございますが、一部共有地で雑草が生えているので、駐車場にしてみようと非常に綺麗なと喜んでいてという事でございますし、この西の北が鋭角で、奥に入る家の人は駐車場にすることは非常に喜んでいてというような事でございます。現在この周辺農地への影響については一切問題は無いというふうに感じました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

この案件につきましては、現地調査では問題はありません。守安委員より報告がありました。また、内容の説明につきましては、守安委員の方から説明をしていただきますのでよろしく願います。

(農地担当)

それでは、守安委員をお願いいたします。

(守安委員)

私が9月27日に受人の●●さんに直接会いまして、今説明があったように、自宅に入る道が共有の道という事で狭く、隣の北側ですかね。北側の進入路の北側に●●●がありまして、そこは昼間はお客さんがその前の共有の道を通って入りたいので、行き来するのにいつも苦労しているという事で、狭くて苦労しているという事で話を聞いてます。また、本人宅には車3台ありまして、今年もう1台増えるそうなので、その件もありまして駐車場と真っ直ぐ入っていく道が欲しいという事でこの案件を出したそうです。その案件の中で、用水は何も問題ないと思います。排水路は、

排水の溝を設けて沈殿柵で集水し、既存の水路に放流するそうです。また、土砂ですが沈殿柵に流入するようにして隣接地及び水路に直接流入しないようにするそうです。また、盛土をしまして勾配を穏やかにし、固めて崩壊を防ぐそうです。また、日照、通風は建物を建てないので影響はございません。総合判断では、何も問題ないと思われまますのでよろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

63番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、63番は許可されました。

#### 【受付番号64番】

(農地担当)

続きまして、64番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

現地調査は先程申しましたメンバーでございます。この土地は、既に造成済いか、草が生えているような状況でございます。東は申請人のその造成した土地でございますし、南は宅地、西は道、北は道路があって家というような事で、いずれこの土地につきましては造成して毎年毎年逐次されるものと考えられます。一応農地を転用した場合に何ら影響ないというふうに感じました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

用水につきましては、登記上田とあるんですが、これも現在宅地のようになっていますので、もう用水は必要ありません。排水につきましては、申請地の雨水は沈殿柵を設け北側市道側溝に接続します。生活雑排水については、合併浄化槽に接続し、直接市道側溝に流さないように留意します。日照、通風については、予定建築物は木造平屋建てであり、高さ6メートル程度のものです。東側に隣接、もうこれ農地ではないんですが、境界から1メートル以上離れた位置に建築し、農地の日照、通風に支障がないよう留意します。土砂流出等につきましては、敷地境界沿いにコンクリートブロック擁壁を設置し、盛土部分の崩壊による隣接地及び水路に土砂が流出しないようにします。総合判断としまして、隣接地に影響ないものと思われまます。どうぞご審議ください。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

64番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)



異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、64番は許可されました。

【受付番号65番】

(農地担当)

続きまして65番、門田の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

現地調査に行きましたのは、先程申し上げたメンバーでございます。この土地は、現状は荒地になってまして東も畑、自分の畑でございますし、西は道路でその隣が住宅と。南は新しい新興住宅と言うか、新しい家が並んでますし、北は残りの土地ですけど荒れてる。まあこれも逐次造成されるんじゃないかというふうに感じます。一応、周辺農地への、この土地を転用しても問題ないというふうに感じました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員)

当該農地でございますが、これも先程ありました門田の農地と同じく●●●●●●●●●●よりちょっと西、●●●●●●●●●●から●●●●へ抜ける道沿いにごございます農地であります。現状、恐らく現地調査の報告にもありましたが、多分セイタカアワダチが立っていると思うんですが、あそこ、セイタカアワダチの中にはイチジクがいっぱい埋まっております。渡人の●●●●さん、ご高齢ということもあるんですが、今回のこの農地という事であれば法的に難しい所でもなく、致し方ないのかなあと思う所ではあります。ただ、この関係人が持ちます他の農振地区であったり、優良農地のそば若しくは用水等に影響あるところで隣地に迷惑かからんような対策をちょっとしていけないといけないかなと、地元としては考えております。で、当該農地に関してなんですけれども、まず隣地ですけれども東は宅地でございます。西は道路と畑でございます。南は道路、北は自作の畑。地目は田でございます。転用に関しても、用排水、日照、通風、土砂流出等、擁壁等も建てますし、問題は無いと思いますが、この地区で水稻づくりをちょっと熱心にされておる大方の方が割と水の事を言われる方で、この辺りは浄化槽の関係になるんですけれども、その上水に関しても一般の用水ではなく、田んぼに取る水が上水で汚れんようにというので、別の所に落とすような

樹受、塩ビ管の排水等にはなっております。というので、地元としては問題ない転用になるかなと  
考えておりますので、ご審議の程お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘク  
タール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

65番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、65番は許可されました。

以上をもちまして、議案第45号の審議は全て終了いたしました。

#### **【議案第46号 農地転用事業計画変更承認申請について】**

(農地担当)

次に、議案第46号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第46号 農地転用事業計画変更承認申請について朗読】

【受付番号2番, 3番】

(農地担当)

それでは、ただ今事務局から説明のありました宿の件でございますが、まず地元委員としての意見をお願いいたします。

(9番委員)

2番, 3番は一緒なんですけど、以前奥さんの名義でね、申請されて先月、9月の総会で承認された案件です。で、この間電話入れてみたんですけど、今度は夫婦連名にしましたよ、という事です。理由は、と聞きましたら、理由は無いよ。理由は無いんですけど、連名にさせていただきましたという事でした。そういう事で何ら問題無かろうかと思えます。

(農地担当)

では黒江委員も何か補足ございましたらお願いいたします。

(黒江委員)

何ありません。異議無いと思えます。

(農地担当)

ただ今地元委員さんの説明がありましたように、申請人の名義、名義人の変更のみであるようでございます。この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

無ければ今回のこの申請、原案通り承認としてもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、原案通り承認とさせていただきます。

以上で議案第46号の審議は終了いたしました。

**【議案第47号 農用地利用集積計画について】**

(農地担当)

次に、議案第47号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。すいません、10番委員、退室のほうお願いいたします。

**【14時16分 退室】**

(農地担当)

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第47号 農用地利用集積計画についてを朗読】**

(農地担当)

ただ今事務局から説明がございました利用集積でございますが、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし

(農地担当)

それでは、この議案につきまして、原案通り承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(農地担当)

それでは原案通り承認とさせていただきます。

入室いただいでください。

**【14時19分 入室】**

(農地担当)

以上で議案第47号の審議は終了いたしました。

**【報告第31号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

報告第31号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【報告第31号 報告書について朗読】**

**【報告第32号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第32号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【報告第32号 報告書について朗読】**

**【報告第33号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第33号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第33号 報告書について朗読】

### 【報告第34号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当)

次に、報告第34号、農地所有適格法人の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第34号 報告書について朗読】

### 【報告事項】

(農地担当)

24ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

以上ですが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が5件、4条関係が1件、5条関係が4件でございました。

また、農地転用事業計画変更承認申請について、原案通り承認いたしました。また、農用地利用集積計画について、原案通り承認といたしました。

以上で、日程第3付議事件の審議は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

### 【日程第4 その他】

(会長)

ありがとうございました。

次に、日程第4 その他に入ります。

委員の方から何かありませんか。

(15委員)

先程34号議案の報告事項にもありましたが、農地所有適格法人の報告に関してなんですけれども、確か年1回の報告義務があると思うんですが、実際これがなされない場合の対処等はどうかされていくのかを教えてください。

(主査)

実際農業委員会として報告いただかなければいけないものは、今のところ全て報告いただいておりますし、提出が無い所は催促をしているところであります。

(会長)

他にはありませんでしょうか。

(10番委員)

ちょっと今の、今回流動化の関係で今貸し借りの関係を皆さんやられと思うんですけど、その関係で●●●●●●●●●●の関係があると思います。その辺についての地主さんとの話合い的なもの、また、受け手が誰になるのかというのが分かれば、まあ、どういうふうに進めていくのかというのがあると思うんですけど、その辺はどうですかね。

(局長)

現状4月の時点で、今の権利関係の整理の話になって来るんですけども、実際はもう田植えの時点で困ってる。その時点でほぼ連絡が取れない。で、現状作業は先程申し上げたようにある程度は●●●さんと●●●●さんが主に受けて、他は地域でお願いできる方には地域の方をお願いしたり、もうわしゃええ言う方は、頼まななりというふうに進んでいるので、正式には契約ですので、●●●●●●●●●●のほうは契約を解除しないとずっと権利を持ったままで、なかなか強制解除もできないという現状があるんですが、一番いいのは、いいのはと言うか、穏やかに解決するのは、もうこのまま作業はしてもらっているが権利は●●君が持っている。で、それが期限、契約期間満了に伴って新しい更新の時に新たにやり変える、というのがもうこれ最終手段が一番穏やかな方法なんです。でも、それじゃまかりならん、という方があったらまた個別に法的な相談を弁護士を交えてやらなきゃいけないんですけど、今の所そこには至っていません。

(3番委員)

今の10番委員の話じゃったら、多分更新を迎えとるやつじゃね。

(10番委員)

更新を迎える分があると思うんです。その関係についてどういうふうか。どこに言えばいいんかというのを。

(局長)

これは、今の●●●さん。

(10番委員)

が今度は受けると。

(局長)

で、●●●さんが受けるんですけど、今の●●●●さんが多分やるだろうという方向でやっています。今その●●●●さん自身も●●●として取組むという事で、定款に謳ったりしてきてます。方向としてはそういうところです。

(3番委員)

10番委員のエリアじゃったら地域的に他に営農もあったりするけえ、そっちにお願いしたほうがええんかっていう多分問いも含まれとんじやろうと思う。

(10番委員)

先程また3番委員さんが言ったように、要するに荒地の、耕作できてないところもあります。その関係をどうふうに対処していくのか。

(局長)

もう農林課を交えて話していくしかないでしょうね。

(10番委員)

だから、それをほったらかされたらまた3番委員さんの関係も困ってくると思うんですよ。ただ、それには契約がまだ残ってるんならほんならどこへどうするんなら言うんもありますんで。その辺の、要するにまあ、きちっと出来るような方法を。

(局長)

一発でこれで解決みたいな方法は多分無いんで、個別にそれぞれで農林課を交えて話をしていくことになると思うんで。農業委員の皆様にもお話をお聞きしたいことが色々出てくると思うんですけど。

(10番委員)

地域地域の他の受け手の方も交えて多分話を、そっちをお願いできる所をお願いしていかなといけんようにもなって来るんじゃないかなあとは。

(局長)

ある程度、今完全に荒果ててる所は別として、何とかついてる所はどなたかして下さる訳で、その方中心に話をしていくことになると思うんですけど。で、一番多いのは●●●さんと●●●●、であとは地域地域でそれぞれ状況が違っている。

(10番委員)

一番困るのは、地主さんが一番困りますんで。

(局長)

本当、そうなんです。また個別に話を。

(小西委員)



ちょっとすいません。これは噂でしか分からないんですけどね、先程●●さんの話。●●さんと今まで請負いにされていて、まあこれ神在地区の人ですけどね、そのまま手伝い言うんですか、受けてやっもらえるんですけど名義は多分●●さんのままだと思うんです。それはもうそのままが良いんですかね。

(局長)

良いことはないですけどね。本当は。

(小西委員)

まあでも推進委員の場合はいわゆるここですね。名義書き換え等をやる必要があるかどうかですね。

(15番委員)

ここで更新を迎えとるやつは変えりゃあえんじゃないんですかね。

(局長)

そう、更新を迎えとるやつは。

(小西委員)

更新でない場合。

(局長)

更新でない場合は、更新を待つしかない、というのは最初に僕が言ったとおりなんですけど。

(小西委員)

まあ、最初に聞きました。というあれでよろしいんですか。

(局長)

で、現状それじゃあまかりならんという事になったらまた個別に話をさせていただかんといけんのですけど。だから、一つには今の権利的な話と、実際の実作業の話と両方あると思うんで。

(小西委員)

まあ先程も言われたように、田植時分でもう誰かが預かってやらないとそのまま荒地になってしまふ。いう事で、やむを得ずまあやられた。それでそのまま引き継いでやられとる。これはもう、それでいい訳ですね。いいとは言えんけど。

(局長)

いいとは言えんけど、その形がまあ一番収まりはいいですね。現状に合わせた権利関係の整理が出来とるという事で。

(小西委員)

分かりました。はい。

(会長)

他には無いでしょうか。今の件に関しましても、皆様方農地利用最適化推進委員、農業委員の方々はそれぞれの地域の中で、色んな事を把握してほしいというような、不穏な動きとか、農地が荒地になるとか、あるいは遊休農地になるとか、そういうところへんの、私たちの使命というん

ですかね。そこらへんは色んな情報を集めて、共有していただいて、農地が遊ばないように、或いは荒廃地にならないようにやって欲しいと思っております。で、こういった時に今の言う、どうすりゃあこうすりゃあ言う事になるんで、●●●●●●なら●●●●●●が預かっとなる所、それぞれの地域の所を、色んな事を勉強していただかないと本当に他人言うんか、反対に外野から見ると、外野言っちゃおかしいんだけど、一般の方から見ると、農業委員何しよんならあるいは農地利用最適化推進委員は何しよんなら言うふうな事にあいなくなってしまいますので、やっぱりそれぞれの地域の所を掌握していただきたいなというふうに思っています。そうしないと我々の職務、仕事がそういうようなところでありまして、●●●●●●がどうなんじゃ、あるいは●●●●からやって来とるのどうなんじゃというふうなところ、色んなあの●●●●がどうなんじゃというふうな仕事の仕方とか、あるいは作物を作っていただきょんじゃけど、人に迷惑をかけとるとか、色んな情報網があろうかと思えますから、それぞれの地域の中でそれぞれがしっかりと情報収集していただきたいと思えます。

他にご意見は無いでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(次長)

【裁判について】

(主事)

【農業者年金について】

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理)

皆様お疲れさまでした。皆さんもう農地パトロールの方はお済みかもしれませんが。私の所はまだ終わってないんですけども、なかなか暑い日は難しいですし、今の時期になると忙しい時期に入ってなかなか思うように行かないという点もあるんですが、先日新聞でしたか、和気のほうでしたかね。ドローンでやっているというのが、農地パトロールやってるいう、具体的にはどういうやり方をしとるかはちょっと分かりませんが、なかなか、進んだことをやってるなあ。総社市もこれから少しは考えて頂けるのかなあというふうな期待も持っておるんですが、なかなか面倒な作業ではありますが、期限がありますので私含めてですけども、まだの方は頑張っていたきたいと思えます。お忙しい時期ではありますが、よろしくをお願いいたします。

本日は非常におつかれでございました。ありがとうございました。

閉会 午後2時44分